第４回　農業委員会総会議事録

１．日　　時　　令和８年９月２５日　１４時００分開会 ～ １５時００分閉会
２．開催場所　　島松公民館　中会議室
３．出欠状況（出席委員１４名）

１番	職務代理者	小寺　和雄	出席	
２番		西野　和文	出席	
３番		工藤　伸一	出席	
４番		山田　元	出席	
５番		澤永　英樹	出席	議事録署名員
６番		大岩　則子	出席	議事録署名員
７番		小山内　洋美	出席	
８番		柴田　健一	出席	
９番		寺澤　順一	欠席	
10 番		坂本　孝之	出席	
11 番		姉崎　敏一	出席	
12 番		中村　孝之	出席	
13 番		五東　英一	出席	
14 番		平野　貴史	出席	
15 番	会　長	西口　雅樹	出席	

４．協議事項

報告第１号　　委員会業務報告について

報告第２号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告第３号　　現地目証明願の会長専決処分について

議案第１号　　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第２号　　農用地利用集積等促進計画について

議案第３号　　利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

意見案第１号　　地域計画の簡易的な変更について

意見案第２号　　農業振興地域整備計画の変更（除外）について

５．参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中　紀和
	次長	市川　忠志
	主査	近藤　伸哉
		新藤　百恵
		大高　慶寛

６．議事内容

事務局長：　只今より第４回恵庭市農業委員会総会を開会いたします。
定足数に達していることをご報告いたします。
それでは、開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

会　　長：　皆さん、お疲れ様でございます。
秋の収穫期に入り、天候もよく作業も順調であることと思います。
また、各品目潤沢な収穫が得られていると聞いております。
この後も慎重審議の上、みなさまのご意見をいただきながら進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局長：　ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第５条第３項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会　　長：　日程１「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第４条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
５番澤永委員、６番大岩委員を指名します。よろしくお願いいたします。
続きまして、日程２「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長：　それでは、「議事日程」についてご説明いたします。 お手元の議案書表紙裏面の「日程表」をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきまして、ご説明させていただきます。本日の案件は、報告案件が３件、議案案件が３件、意見案が２件となります。
はじめに、報告案件についてでありますが、

日程３　報告第１号は、令和８年８月２７日から令和８年９月２４日までの委員会業務報告となります。
日程４　報告第２号は、農地法第３条の３第１項の規定による届出について　２件
日程５　報告第３号は、現地目証明願の会長専決処分について　１件

次に、議案案件についてでありますが、
日程６　議案第１号は、農地法第３条第１項の規定による許可申請について　１件
日程７　議案第２号は、農地利用集積等促進計画について　２件
日程８　議案第３号は、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について　８件

次に、意見案についてでありますが、
日程９　意見案第１号は、地域計画の簡易的な変更について
日程１０ 意見案第２号は、農業振興地域整備計画の変更（除外）について

以上、議事の概要について、簡単ではありますがご説明いたしました。
何卒、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局より説明がありました。このとおり取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第１号　委員会業務報告について

会　　長：　日程３ 報告第１号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長：　報告第１号「委員会業務報告について」令和８年８月２７日から令和８年９月２４日までの業務報告をいたします。

８月２７日　第３回恵庭市農業委員会総会
農地利用状況調査
作況調査
９月１１日　恵庭市議会 第３回定例会（初日）
９月１７日　農地法第３条聞き取り調査

以上、委員会業務報告とさせていただきます。

会　　長：　只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

会　　長：　日程４、報告第２号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」事務局から説明願います。

事 務 局：　報告第２号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」
このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。

番号１、所在、地番、[redacted]、
地目、公簿、畑と公衆用道路、現況、畑
面積、[redacted]㎡、権利の取得日、令和７年12月６日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[redacted]の[redacted]さん、
被相続人は[redacted]さん、令和８年８月31日に届出されております。

番号2、所在、地番、[redacted]、
地目、公簿、畑と雑種地と田、現況、畑と宅地
面積、[redacted]㎡、権利の取得日、令和５年２月26日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[redacted]の[redacted]さん、被相続人は[redacted]さん、
令和８年９月３日に届出されております。

以上、2件届出がありましたので報告いたします。

会　　長：　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。

報告第３号　現地目証明願の会長専決処分について

会　　長：　日程５、報告第３号「現地目証明願の会長専決処分について」事務局より説明願います。

事 務 局：　報告第３号「現地目証明願の会長専決処分について」
このことについて、下記のとおり専決処分を行ったので報告いたします。

番号1、所在、地番、[redacted]、
地目、公簿、畑、申請、宅地、認定、非農地、面積、[redacted]㎡、
利用状況、更地、所有者、[redacted]の[redacted]さん、証明願出者、[redacted]の[redacted]さん、現地調査は、令和８年８月13日に大岩委員と事務局で実施しております。

以上、1件の専決処分を行いましたので報告いたします。

会　　長：　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

会　　長：　日程６、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請につい

て」事務局より説明願います。

事 務 局：　議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」
このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。

番号1、所在、地番、[redacted]、
地目、公簿、畑と山林、現況、畑、面積、[redacted]㎡、
譲渡人、[redacted]の[redacted]、耕作面積、[redacted]ha、
理由、[redacted]、
譲受人、[redacted]の[redacted]さん、耕作面積、[redacted]ha、理由、[redacted]、権利区分、[redacted]、価格、10ａ当たり [redacted]円、総額 [redacted]円。
場所につきましては、地図番号１番、[redacted]の斜線の土地となります。

以上、1件の申請についてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　続いて、本案件につきましては、聞き取り調査を行っております。
五東委員より報告を願います。

五東委員：　当委員会の取り決めであります、農地法第３条許可申請に伴う聞き取り調査の報告をいたします。
９月１７日、譲受人であります、[redacted]さんに出席をいただき、聞き取り調査を行いました。
聞き取り調査にあたっては、[redacted]さんの経営地の確認、取得理由、譲渡価格、今後の営農計画などを確認いたしました。

その他、他の委員からも特に異議がなく、聞き取り調査を終了したことを報告いたします。

会　　長：　只今、事務局から説明と、五東委員から報告がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、承認されました。

議案第２号　農用地利用集積等促進計画について

会　　長：　日程７、議案第２号「農用地利用集積等促進計画について」でありますが、農業委員会等に関する法律第３１条による議事参与の制限につき、該当委員の案件の際は、退席を願いますので、ご了承ください。
番号１番は、[redacted]の案件となりますので、[redacted]は退席願います。

それでは、案件番号１番について事務局から説明願います。

事 務 局：　議案第２号「農用地利用集積等促進計画について」
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、恵庭市等が作成した農用地利用集積等促進計画案のうち、売買等事業に係る計画作成要請についての決定を求めます。

売買等事業（貸付タイプ）です。
番号１番、所有権の移転をする者、北海道農業公社、
所有権の移転を受ける者、[redacted]の[redacted]、
土地の所在、[redacted]、地目、公簿、現況ともに田と雑種地、
面積、[redacted]㎡、所有権移転の種類、売買、
所有権移転の内容、転作田、農道、土地の引渡時期、[redacted]。
場所につきましては、地図番号２番、[redacted]の斜線の土地となります。

以上、所有権の移転を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項第２号並びに３号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。
それでは、残りの案件について、事務局より説明願います。

事 務 局：　番号２番、所有権の移転をする者、北海道農業公社、
所有権の移転を受ける者、[redacted]の[redacted]さん、
土地の所在、[redacted]、地目、公簿、現況ともに田と畑、
面積、[redacted]㎡、所有権移転の種類、売買、
所有権移転の内容、転作田、普通畑、土地の引渡時期、[redacted]。
場所につきましては、地図番号 3-1 番、[redacted]の斜線の土地、および地図番号 3-2 番、[redacted]の斜線の土地となります。

以上、所有権の移転を受けるものは、農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項第２号並びに３号の規定等要件を満たしている農業経営者でございます。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。

議案第３号　利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

会　　長：　日程８、議案第３号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」事務局より説明願います。

事 務 局：　議案第３号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」
農地法第 30 条の規定により、令和 8 年 8 月 27 日に利用状況調査を行った結果、下記のとおり農地・非農地の判定を求めます。
対象農地は別紙の耕作放棄地一覧表のとおりとなっております。
対象農地の説明は、利用状況調査時にご説明申し上げた内容と同様であるため、本日は割愛させていただきます。
調査を行った全 8 件について、変形の狭小地、周囲の農用地から分断されている、森林化している状況等から農地への回復が困難とのことから農地として継続利用ができないと見込まれることから全件「非農地」とし

て上程させていただいております。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、原案のとおり、承認されました。

意見案第１号　地域計画の簡易的な変更について

会　　長：　日程９、意見案第１号「地域計画の簡易的な変更について」事務局より説明願います。

事 務 局：　意見案第１号「地域計画の簡易的な変更について」
このことについて、市より地域計画の簡易的な変更に関して意見の提出を求められたので意見を問う。
該当箇所で示している、[redacted]での農家住宅の建設に伴う地域計画の変更案件です。
市ではおよそ 3,000 ㎡未満での農家住宅の建設などの小規模案件については、国の方針に従い、簡易的に地域計画を変更することができることとしていますが、これには農業委員を含めた関係者の事前調整において、「地域農業の在り方に及ぼす影響が軽微である」と認められることが条件となっています。
本件の除外面積は [redacted]㎡と 3,000 ㎡未満となっており、また、集団的農地の縁辺部に位置することから、「地域農業の在り方に及ぼす影響が軽微である」と考えています。
別紙２の地域計画の簡易的な変更に係る意見書（案）はご覧の通りです。
以上、このとおり意見書を提出してよろしいか、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

意見案第２号　農業振興地域整備計画の変更（除外）について

会　　長：　日程１０、意見案第２号「農業振興地域整備計画の変更（除外）について」事務局より説明願います。

事 務 局：　意見案第２号「農業振興地域整備計画の変更（除外）について」
このことについて、市より農用地区域の変更に関して意見の提出を求められたので意見を問う。
別紙１、恵庭市農業振興地域整備計画変更の理由及び内容をご覧ください。
番号1、申請者、[redacted]の[redacted]さん、
計画変更に係る土地、[redacted]、面積、[redacted]㎡、
現況地目、田、用途区分、農用地、変更内容、農用地区域からの除外、
変更の理由、当該申請者より、農用地区域からの除外を求める申し出があり、農家住宅の建築のため、農用地区域から除外する。
場所につきましては、地図番号 12 番、[redacted]の斜線の土地となります。
別紙２、計画書変更案、別紙３、意見書案はご覧の通りです。
以上、このとおり意見書を提出してよろしいか、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会　　長：　只今、事務局から説明がありました。何かご質問ございませんか。

各 委 員：　異議なし。

会　　長：　ご異議なしと認め、承認されました。
これで、本日付議されました案件は、全て終了いたしました。
その他、全体を通して、何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員：　なし。

会　　長：　これをもちまして、第４回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会　　会　　長

議事録署名委員　　５　　番　委　員

議事録署名委員　　６　　番　委　員